

とちぎ広域消防事務組合嘱託職員の任用等に関する規則

〔平成28年3月18日〕
規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、とちぎ広域消防事務組合（以下「組合」という。）における地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員（以下「嘱託職員」という。）の任用、給与及び勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 嘱託職員の任用等の原則、任用の方法、任用の期間、職名、解職、服務、勤務時間、公務災害補償その他必要な事項については、帯広市嘱託職員の任用等に関する規則（平成14年帯広市規則第17号）第2条から第9条まで、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「組合長」と、「部長（帯広市事務分掌規則（平成4年規則第28号）第3条第1項に規定する部及び産業連携室の長をいう。）」とあるのは「事務局課長（とちぎ広域消防事務組合事務分掌規則（平成27年規則第3号）第6条第1項に規定する課長職にある者をいう。）、消防局課長（とちぎ広域消防事務組合消防局の組織に関する規則（平成28年規則第4号）第7条第1項に規定する課長職にある者をいう。）及び消防署長」と、「総務部長」とあるのは「消防局長」と、「職員課長」とあるのは「消防局総務課長」と、「帯広市広報紙」とあるのは「組合を構成する市町村の広報紙」と、「市民」とあるのは「住民」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により準用するもののうち、休暇に関する事項は除く。

附 則（平成28年3月18日）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(報酬等の経過措置)

2 当分の間、嘱託職員に関する次に掲げる事項は、当該職員の勤務地の属する市町村の当該事項が規定されている規則等の規定を準用する。

(1) 報酬及び費用弁償に関する事項

(2) 休暇に関する事項

(3) 旅費に関する事項